

## 東御市電気自動車購入補助金交付要綱

平成29年3月30日

東御市告示第32号

改正 令和6年 月 日 東御市告示第 号

### (趣旨)

第1条 この告示は、第2次東御市環境基本計画に基づき市内における低炭素化を促進するため、電気自動車の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車で法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたものをいう。
- (2) 国の補助金 クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱に規定する補助事業者が、同要綱第23条の規定により交付する補助金、災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入補助金又は再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロ・カーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業により交付する補助金をいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 国の補助金の交付を受けて電気自動車を購入し、かつ、使用する者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、国の補助金の100分の20に相当する額以内の額。ただし、8万円を限度とする。

### (交付申請等)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書及び規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、電気自動車購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第1項及び規則第13条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 自動車車検証の写し

(2) 国の補助金に係る確定通知書の写し

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金交付を受ける電気自動車に係る自動車検査証の新規登録の月の翌月の1日から起算して1年間とする。

(交付決定等)

第6条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第14条に規定する補助金等確定通知書は、電気自動車購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた者は、電気自動車購入補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第8条 規則第20条第2項第2号に規定する補助金等の交付の目的及びその財産の耐用年数を勘案して定めた期間は4年とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に国の間接補助金に係る確定通知書の交付を受けたものから適用する。

附 則（平成29年12月25日告示第92号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第49号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日告示第83号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年 月 日告示第 号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。